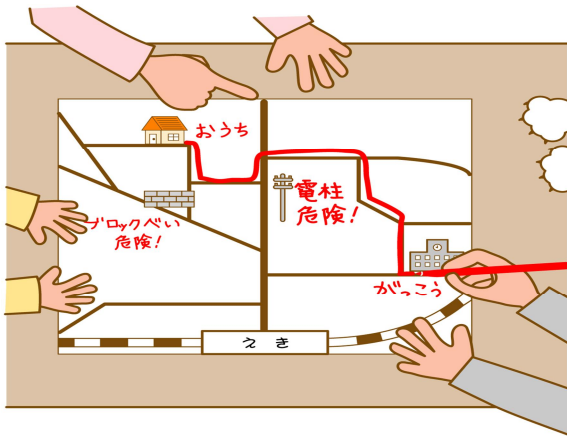


富山市避難行動要支援者

支援マニュアル



令和7年4月

作成 富山市防災危機管理部 防災課
電話 (076) 443-2120
FAX (076) 443-2039
E-mail bousai-01@city.toyama.lg.jp

目 次

はじめに

- 1 避難行動要支援者とは
- 2 避難行動要支援者への支援
- 3 地域支援者とは
- 4 地域支援体制の整備
 - (1) 個別の避難支援計画の策定
 - (2) 地域全体の避難支援計画の策定
 - (3) 避難行動要支援者との交流
 - (4) 地域での防災訓練の実施
 - (5) 避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に記載されていない方への対応
- 5 避難行動要支援者名簿について
 - (1) 避難行動要支援者名簿とは
 - (2) 避難行動要支援者名簿の公開に必要な手続き等
 - (別紙1) 避難行動要支援者支援体制の全体像について
 - (別紙2) 災害時の連絡体制について
 - (別紙3) 地域支援者とマッピング（地図作製）の方法について
 - (様式1) 避難支援プラン個別計画（記載例）

はじめに

大規模な災害が発生すると、高齢者や障害者など、いわゆる「要配慮者」といわれる人たちは、情報の入手や自力での避難等が困難なことから、もっとも被害を受けやすい弱い立場にあります。

平成 23 年の東日本大震災においては、犠牲となった方のうち 6 割が 65 歳以上の高齢者であり、また障害者の死亡率は被災住民全体の 2 倍に上りました。

こうした災害時に支援が必要な人たちが災害に対して身を守っていくためには、事前に十分な準備が必要です。また、周りの人たちは要配慮者の状況を十分理解し、例えば避難の際に声かけや手助けをしたり、避難場所で必要な配慮をすることが大切です。

このようなことから、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、要配慮者のうち、災害時等に円滑かつ迅速な避難を行うために、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を支援するための名簿を作成するよう市町村に義務付けられました。これに伴い、富山市においても、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図るため、「避難行動要支援者支援制度」をスタートさせました。

この制度は、災害時に地域における支援を希望される方（避難行動要支援者）の情報を名簿（避難行動要支援者名簿（支援制度登録者））に登録し、その情報を地域の支援者（避難支援等関係者）に提供することにより、「災害情報の伝達」、「避難の誘導」、「安否確認」などの支援が迅速に行える体制をつくるものです。

本マニュアルは、避難行動要支援者と避難支援等関係者の関係について概要を説明し、市民の皆さんの災害に対する意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者の方を周囲で支えるための体制づくりに活用していただくために作成したものです。

1. 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、自力で避難することが困難である要配慮者（一般的には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。）のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々をいいます。

富山市では、災害時に地域での支援を希望される方で、住所・氏名等の個人情報を自主防災組織や町内会などに提供することに同意された在宅の方を対象として「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」を作成しています。

＊市は作成した名簿を、地域で支援を行う方に提供します。

避難行動要支援者支援制度の対象者は、次のとおりです。

- ①要介護 3～5 の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳 1 級及び 2 級の交付を受けている方
- ③療育手帳の重度（A）の判定を受けている方
- ④本市の「在宅ひとり暮らし高齢者台帳」に記載されている方
- ⑤その他、災害時に地域の支援が必要な方

のうち、必要な個人情報を避難支援等関係者へ提供することに同意された在宅の方。（施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません。）

避難行動要支援者は、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難をきたしますが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることも可能です。

＊避難行動要支援者は、地域支援者などからボランティア精神に基づく支援を受けることとなりますが、名簿への記載によって災害時の支援を保証されるものではありません。

2. 避難行動要支援者への支援

災害発生直後の避難行動要支援者の救助や避難誘導は、地域における住民の手によるほか方法はありません。

このため、自主防災組織や地域で構築した支援ネットワークなど地域住民による支援体制を活用して、避難行動要支援者の避難誘導を行うことが必要になります。

災害時に安否の不明な避難行動要支援者については早急に確認し、救助を要する場合には、救助の応援要員を派遣したり、場合によっては、消防、警察に救助を依頼する等の措置が必要となります。

内部障害者など避難行動要支援者のうち、災害時に医療行為等が受けられなくなると生命に関わる場合には、早急に受入病院の確認や医療機器・移送手段等の確保など、必要な連絡・調整を行う必要があります。

避難が必要な地域内において、あらかじめ同意が得られていないなどの理由で情報登録されていない避難行動要支援者についても、地域で持つ所在情報等を活用して、できる限り迅速に安否確認を行う必要があります。

3. 地域支援者とは

地域支援者は、避難行動要支援者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。

いざという時、すぐに支援ができる近隣住民の方で、避難行動要支援者1名に対し複数で支援するのが望ましいでしょう。（誰が誰を支援するのか決めておく。）

また、避難行動要支援者がどのような状況でどのような支援が必要か等を把握しておく必要があります。

<避難行動要支援者の状況は様々>

- ・ 高齢のため自力で動けない、体力がない。
- ・ 認知症のため自分で判断し行動ができない。
- ・ 寝たきりで動けない。
- ・ 目が不自由でひとりで動けない。
- ・ 耳が不自由で情報が聞けない。
- ・ 肢体が不自由で移動が難しい。
- ・ 内部障害のため避難行動が困難。
- ・ 知的障害があり危険の察知や状況判断が困難。

など、状況に応じた対応が必要です。

避難行動要支援者の特性に応じた対応について

種 類	特 性 に 応 じ た 対 応
支援の必要な高齢者	○高齢者の一人暮らしなどの場合、近所付き合いが少ないため、緊急情報の伝達などが遅れたりすることがあります。まわりの人たちから積極的に、コミュニケーションをとるようにしましょう。 ○寝たきりの方がいる家庭は、家族だけで災害時に対応するのは困難なので、近所の人たちは、進んで協力をしましょう。
肢体不自由な方	○日ごろから、車いすや歩行補助用具などの、避難時に必要なものの手入れをし、緊急の場合でも、すぐに使えるところに置いておきましょう。
目の不自由な方	○誘導する時は、白杖を持っていない手で、ひじの上をつかんでもらい、ゆっくり歩きます。足元に気をつけ、無理に引っ張ったり、押したりしないように注意しましょう。
耳の不自由な方	○耳の不自由な方には、音声による情報が伝わりにくくなります。災害時は、情報が一番重要ですので、筆談、手話、身振りなど（その人が普段慣れている方法）で、適切な情報を伝えましょう。
音声言語障害の方	○助けを求められたら相手の言葉を注意深く聞き取るようにしましょう。
内部障害のある方	○内部障害のある方が困っている時は、緊急連絡先に連絡して、その後の対応に協力しましょう。
知的障害のある方	○一人では状況を理解し危険を判断することが困難で、環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合や人に尋ねたり自分の意見を言うのが苦手で、ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返す人もいますので周囲が理解して適切な支援をすることが求められます。

<地域支援者はどのように行動するのか>

- ①災害発生と同時に（災害が発生しそうな場合も）、自分の身を守る。
- ②自分の家族や近くにいる人の安全を確認する。
- ③自分の担当する避難行動要支援者の安否確認を行う。
- ④怪我がなければ、避難所へ避難誘導する。
- ⑤怪我をしている場合は、状況により救出救護班へ連絡し、救出救護する。
- ⑥建物などの下敷きになっている場合は、自主防災組織や防災関係機関（消防局、警察署）へ応援を要請する。

＊地域支援者は、ボランティア精神に基づき行うもので、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。

4. 地域支援体制の整備

災害時には、市や関係防災機関が避難広報や応急活動を行います。これにも限界があります。いざというときは、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える最も大きな力になります。

避難行動要支援者の支援においても「誰が誰をどのように支援するのか」などを確認し、避難行動要支援者ごとの避難支援計画を策定し、地域全体での支援体制の整備を進めることが大切です。

（１）個別の避難支援計画の策定

地域支援団体は、避難行動要支援者本人や家族、地域住民と相談し、地震・火災・風水害などの様々な災害の種類や程度を想定し、避難所までどのように支援するかを避難行動要支援者ごとに、連絡方法、避難方法、避難経路、避難所を確認して「避難支援プラン個別計画」を策定することで的確な支援が可能となります。

<何を決めるのか>

- ①誰が誰を支援するのか
- ②緊急時の家族等の連絡先
- ③避難場所（小学校、公園など）
- ④避難経路（車椅子が通れる、歩道があるなど）
- ⑤避難の方法（徒歩、車椅子、リヤカーなど）
- ⑥その他注意すべきこと（医療的ケアが必要など） など

【避難場所の位置等の詳しい情報は、富山市防災マップを参考にして下さい。】

（２）地域全体の避難支援計画の策定

各地域では、個人毎の「避難支援プラン個別計画」を基に地域全体のマッピング（地図作製）を行って地域の情報を共有することにより、地域全体で支援していくことができます。万が一、あらかじめ決めていた地域支援者が対応できない場合にも、地域全体での対応が可能となります。

<マッピング（地図作製）（例）>

- ①避難行動要支援者の所在を援護理由の種別ごとに色分けして地図に記す。
- ②避難所の位置を地図に記す。
- ③避難経路として安全と思われる道路を記す。

など

（３）避難行動要支援者との交流

災害時の支援活動をスムーズに進めるために、日ごろから避難行動要支援者とのコミュニケーションの場を持ち、地域主体による住民の意識啓発をしましょう。

平常時から、意思伝達方法や災害時に何をしてほしいかなどを確認して、お互いの交流を深めましょう。

（４）地域での防災訓練の実施

何事も、突然やれと言われてもなかなかできるものではありません。日ごろから訓練を行っていれば、万が一の時もあわてず対応できます。

自主防災組織があれば、訓練の実施主体として円滑な実施が図れます。

<訓練の例>

- ①電話による安否確認を行う訓練
- ②支援者が避難行動要支援者を自宅から避難所まで避難支援する訓練
- ③行方不明者の捜索にあたる訓練

（５）避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に記載されていない方への対応

避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に記載されていない方々もおられます。未登録だからといって、そのままにしてはけません。地域の状況がわかるのは地域の方が一番です。

日ごろから、声かけやイベントなどで町内や地域の連携を強めることにより、地域の状況を把握して被害を少しでも無くしたいものです。

5. 避難行動要支援者名簿について

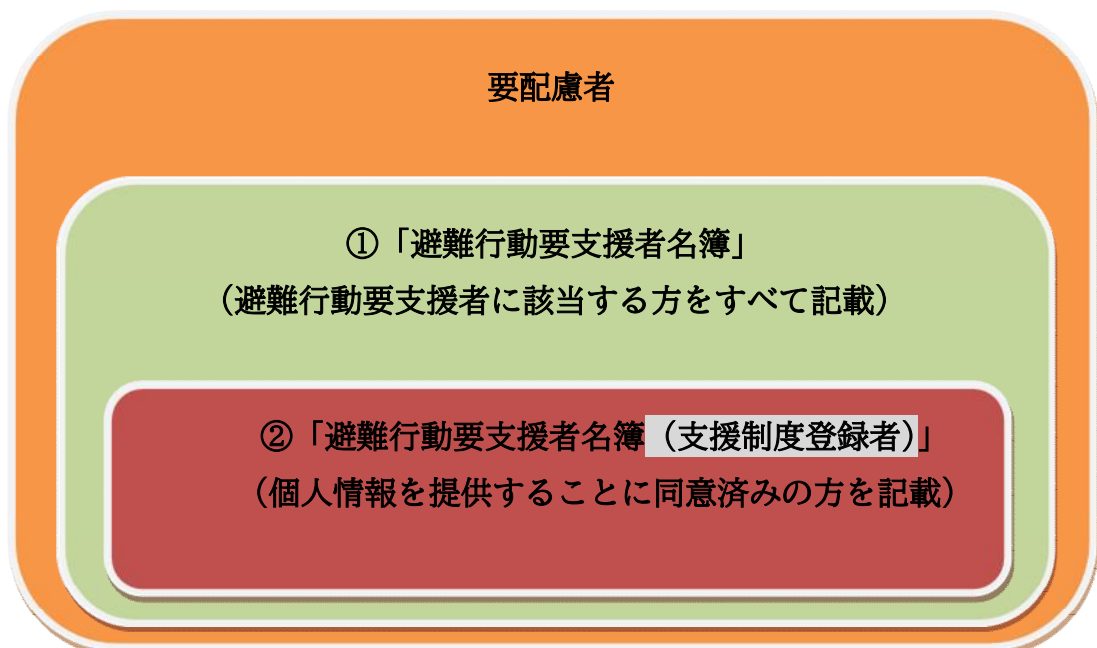
(1) 避難行動要支援者名簿とは

富山市では「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」（下図②）の他に、「避難行動要支援者名簿」（下図①）を作成しています。この名簿は避難行動要支援者に該当する方を、個人情報の提供に同意されていない方も含め、すべて記載したものです。平常時には、一般に公開されていませんが、災害時や、災害が発生するおそれがある場合には、町内会長、自主防災組織、民生委員にのみ、要請があれば公開されます。

個人情報の提供に同意していない関係で、避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に記載されていない避難行動要支援者もいますが、そうした方へも可能な限り迅速な安否確認が必要となります。そうした方々の情報をこの名簿から入手することが可能です。

しかしながら、避難支援プラン個別計画の策定や、日ごろの訓練等には活用することができないため、災害時等の迅速な避難支援のために、支援制度への登録をおすすめしています。

【イメージ図】



（２）避難行動要支援者名簿の公開に必要な手続き等

災害発生時、または避難指示等の避難情報が発表された場合、町内会長、自主防災組織、民生委員は、避難行動要支援者名簿の公開を地区センターへ要請することができます。要請に必要な諸手続きを地区センターで行った後、避難行動要支援者名簿の写しが地区センターから提供されます。

避難行動要支援者名簿には個人情報に記載されているため、利用の際は漏えい等がないよう適切に管理する必要があります。

また、避難行動要支援者名簿を利用し終わった場合、または市から返却を求められた場合は、速やかに市へ返却してください。

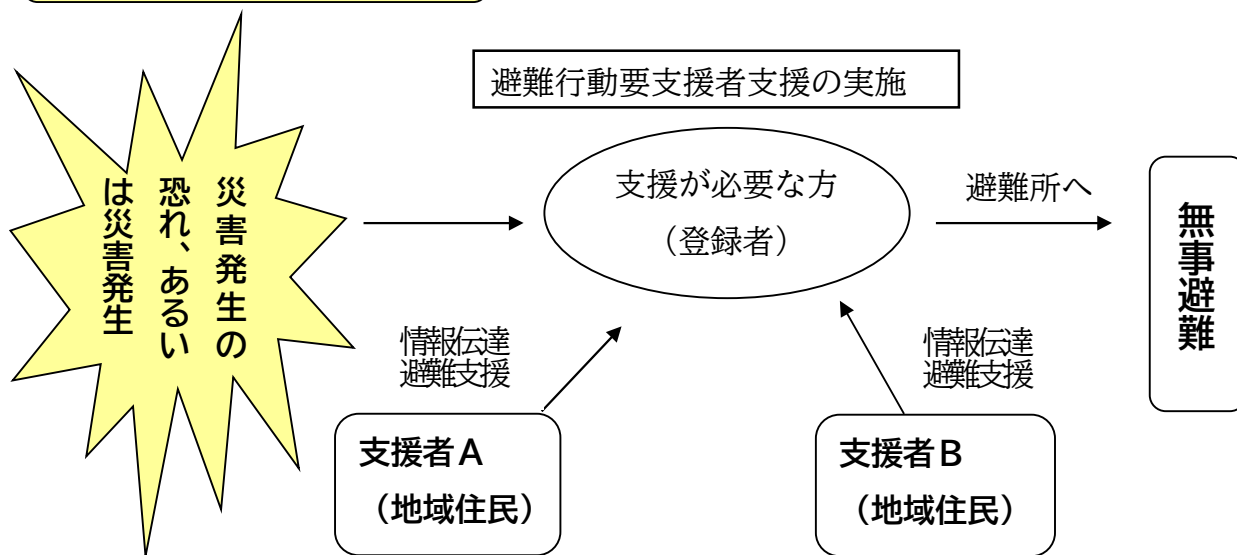
(別紙1)

避難行動要支援者支援体制の全体像について

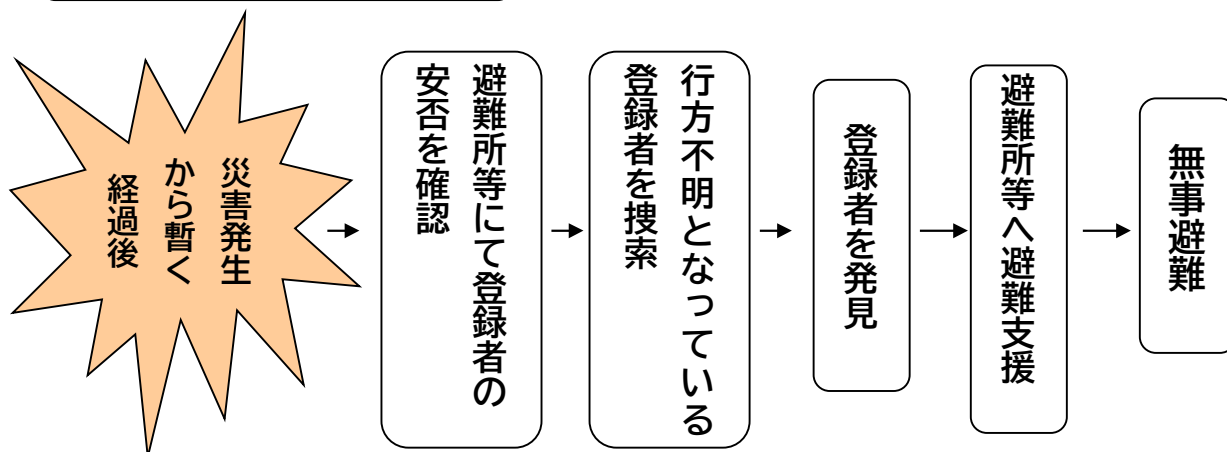
「避難行動要支援者支援制度」は、お互いさまの心を基本に、災害時に避難支援が必要と思われる方の情報を市で名簿に記載（以下、登録者）し、その情報を地域に提供することにより、災害時にその方々が迅速に避難できるような仕組みを地域住民により創り上げる活動です。

災害時に避難支援が必要と思われる方（登録者）の情報は、
以下のように活用されます。

●地域支援者による情報伝達 及び避難支援

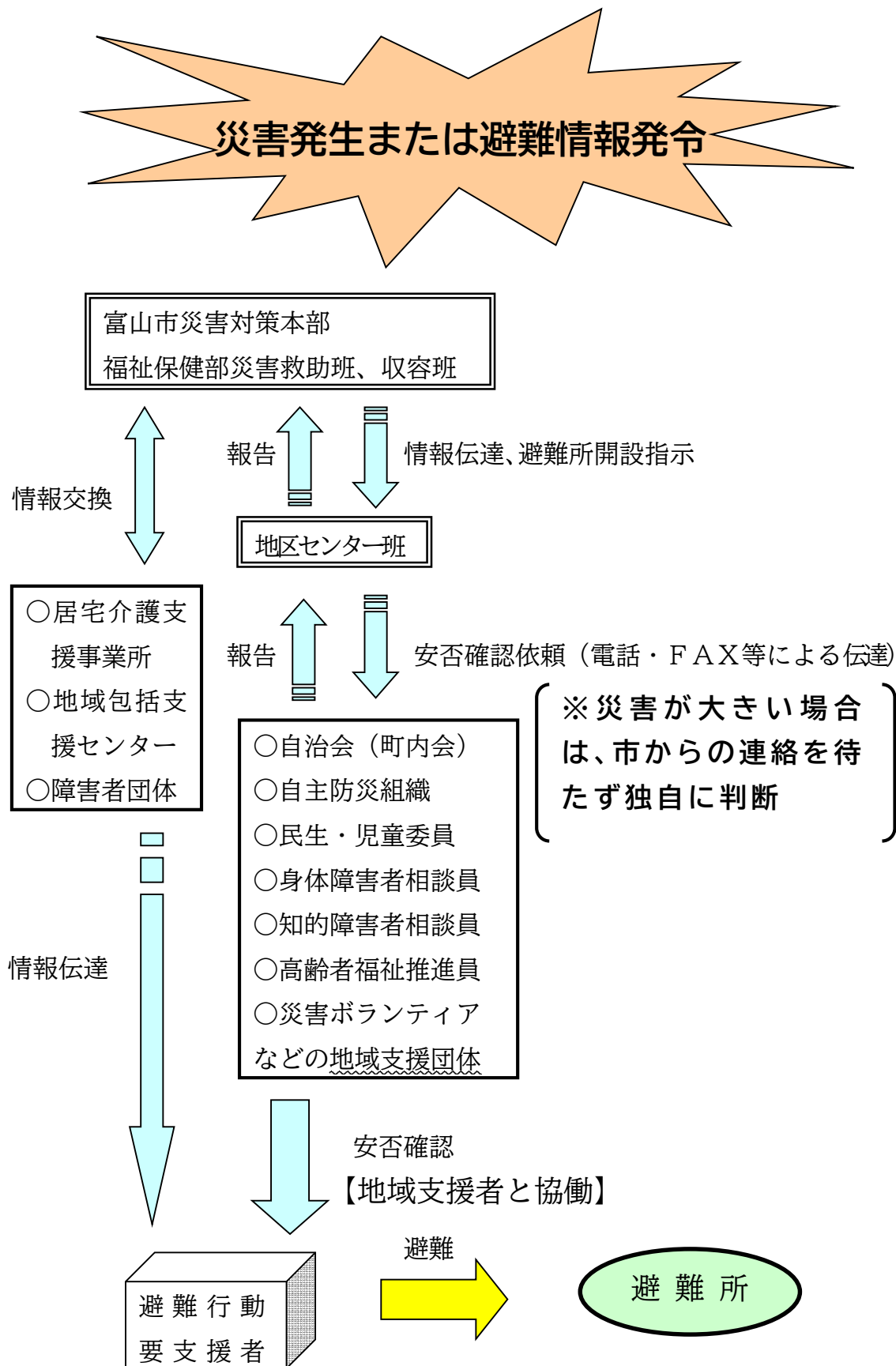


●自主防災組織等による安否 確認や行方不明者の搜索



(別紙2)

災害時の連絡体制について

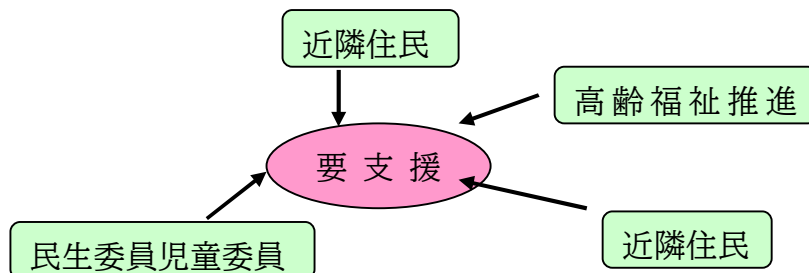


(別紙3)

地域支援者について

地域支援者とは、「避難行動要支援者の避難支援を行う方」のことを表します。
地域支援者は、できるだけ避難行動要支援者の近所の方でかつ複数の方を選定することが望ましいと思われます。例えば・・・

- 民生委員児童委員
- 高齢福祉推進員
- 近隣住民など



マッピング（地図作製）の方法について

避難行動要支援者支援制度における避難行動要支援者とは、「災害時等において自力での避難が困難であり（要配慮者）、その中で円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要と思われる方」のことを表します。以下に、避難行動要支援者として認められる可能性のある方について例示します。

- 1) 一人暮らし高齢者 黄●
- 2) 高齢者のみの世帯 赤●
- 3) 障害をお持ちの方 青●
- 4) その他 緑●

(その他の例)

- 妊娠中や出産直後の女性がおられる家庭
- 乳・幼児などの小さい子どもがおられる家庭
- 認知症や寝たきりの高齢者がおられる家庭
- 病弱な方
- 日本に入国されて間もない外国人
- 危険箇所に住居する家庭など

上記のうち、避難支援が必要と思われる方。

避難行動要支援者避難支援マップを作成する際には、対象者の種別がすぐ分かるよう、カラーシールを用いて色分けします。

避難支援プラン個別計画

記入例

令和 年 月 日

私は、避難行動要支援者支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録しております。

私は、自主防災組織、民生委員、町内会・自治会の皆さんと共同で作成した「避難支援プラン個別計画」を市に提供することに承諾します。

氏名	立山 太郎	性別 (男)	生年 月日	大 昭 平 令 30 年 1 月 12 日
住所	富山市〇〇町1丁目1番1号	血液型 B 型 (Rh: (+) -)	TEL	076-△△△-△△△△
町内会名	〇〇町内会	該当の支援項目 にチェック	FAX	076-□□□-□□□□
災害時に必要な支援	☑避難誘導 ☑安否確認 ※避難誘導が不要な場合、裏面は任意で記入			

協働作成者に チェック	作成協力者
☑ 民生委員 □ 町内会 □ 自主防災組織	〇〇 △△
TEL	〇〇〇-〇〇〇〇
FAX	□□□-□□□□

避難支援等を 必要とする事由 (該当のもの 全てに○)	① 一人暮らし【終日/昼間のみ】 ② 高齢者のみ世帯【終日/昼間のみ】 ③ 体が不自由【要介護あり/なし】 ④ 弱視等 (視力) 【要介護あり/なし】 ⑤ 難聴等 (聴力) 【要介護あり/なし】 ⑥ その他 (詳細を特記事項に記入) 特記事項 (身体の状況・支援の際に考慮する事項等) 要介護度4で一人では歩行が困難。人口透析を受けている。 聴覚障害もあり、手話通訳が必要。
--------------------------------------	--

四肢不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。プライバシーに配慮し、病名等を必ず記入する必要はない。

緊急時の家族等の連絡先			
氏 名	続柄	住 所	TEL・携帯
立山 次郎	兄	富山市△△町2丁目2番2号	□□□-□□□-□□□□
立山 花子	妹	富山市△△町3丁目3番3号	□□□-□□□□-□□□□
			- -

家族構成・同居状態等	居住建物の構造	木造
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住…。	普段いる部屋	居間
	寝室の位置	玄関右隣

地域支援者			
氏 名	住 所	TEL・携帯	備 考
北陸 一郎	富山市〇〇町1丁目7番7号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
中部 四郎	富山市△△町1丁目8番8号	〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇	

避難指示等の伝達者・問合せ先（聴覚障害等により、自主的に避難指示等の避難情報を入手できない場合の、情報伝達者・伝達方法等を記載）

〇〇さん（町内会副会長）。なお、〇〇介護センターからも伝達予定
※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要

健康状況

持病、既往症

〇〇病

プライバシーに配慮し、
差し支えなければ記入する。

常用薬

・名称（何の薬か）：〇〇、△△

・薬保管場所：居間

・お薬手帳（☐なし ☒あり：保管場所 寝室）

かかりつけ病院

病院名： □□病院

電話番号

住 所： 富山市〇〇町2丁目3番3号

□□□-□□□-□□□□

利用している福祉サービス【利用日時・利用施設名： 平日午前・〇〇介護センター】

☐訪問介護（ホームヘルパー） ☒通所介護（デイサービス） ☐通所リハビリ（デイケア）☐短期入所生活介護（ショートステイ） ☐短期入所療養介護（ショートステイ）☐その他（ ）

その他

その他、避難の際に伝えておきたいこと等があれば記入

緊急通報装置

☒あり ☐なし

避難所・避難場所への経路

（手書き、または、住宅地図やグーグルマップ等を貼付け「自宅～避難所等」の間に線を引く）

